

福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業を支援するため、第2条に定める対象施設等の設置主体に対し、第3条に掲げる経費について福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助する。

(補助の対象)

第2条 補助金は、令和6年12月17日以降に福島県内で承継・開業を行った医科診療所（保険医療機関の指定を受け、主として保険診療を行うものに限る。）に対し、運営に必要な経費について交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、別表第1に掲げるものとする。

(補助上限額)

第4条 補助金額は、別表第2に掲げる金額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請等)

第5条 この要綱による補助金を受けようとする対象施設の設置主体等（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、必要に応じ、参考となるべき資料の追加提出を求める場合がある。申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とする。

- (1) 所要額調書（第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成

するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更も伴わないもので、かつ、補助対象経費の2割以内の増減とする。
- (2) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けてはならないこと。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請者は、この要綱の第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ補助金を返還しなければならない。

- (1) 本要綱第7条の条件に違反したとき
- (2) 補助金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなつたとき
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなつたとき

(完了報告)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定が

あつた日の属する年度の3月31日のいづれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 所要額精算書（第6号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（財産の処分の制限）

第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助金に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいづれか遅い日まで保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行し、令和7年度事業に適用する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象経費
運営費	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価50万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費 ※消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としない。

別表第2 (第4条関係)

区分	上限額
運営費	「基準額」、「補助対象経費の合計額」、「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」のいずれか少ない額の3分の2（福島市・郡山市の診療所は基準額の3分の1）。千円未満は切捨。 基準額については、次により算出された額とする。 (1) ア. 診療日数1～129日 6,200千円 + (71千円×実診療日数) イ. 診療日数130～259日 6,200千円 + (77千円×実診療日数) ウ. 診療日数260日以上 6,200千円 + (87千円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25千円×訪問看護日数